

○ 世の中の変化とともに遺言を書く方が増えています！

相続が発生した後に必ず行わなければならない遺産分割。相続人間で話し合いを行う遺産分割協議が一般的ですが、長寿や国際化などが進んだ現代においては、相続人自体の高齢化などもあり、遠縁の相続人や、外国などの遠方に住む相続人、さらには認知症になられた相続人など、今までにはあまりなかった問題が増えてきています。分割協議を行う事が難しいケースも生じてきています。

そのような世の中の変化に合わせ遺言制度も使いやすくなっており、年々利用する方が増加しています。

○ 遺言にはどんなメリットがあるの？

遺言の種類には、主に自筆証書遺言と公正証書遺言などあり、コストや書き方、保管方法などの違いはありますが、書き残す共通のメリットとして次の3つがあります。

死後のトラブル防止	相続人同士で遺産分割協議を行い、書面を作成する事は心理的・時間的負担を伴い、相続人同士の争いに発展するケースもありますが、遺言にキチンと財産目録等を記載し、その分配を指示する事で遺産分割協議を省略できます。
被相続人の意思を反映	遺言は被相続人の最後の意思表示です。財産の分配はもちろんですが、ご遺族への自身の想いを書き添える事も可能です。
相続手続きの簡便化	自筆証書遺言保管制度や公正証書遺言の利用により検認不要、無効となるリスクも低減でき、さらに遺言執行者を指定することで煩わしい手続きを任せる事も可能となります。

○ 使いやすくなった制度の活用法をご紹介します

〈自筆証書遺言保管制度〉

令和2年7月より、自筆証書を法務局にて保管してもらえる制度が始まりました。自筆証書は専門家の目を通さず作成できるため、残念ながら無効となるケースもありました。しかし、保管制度の利用により形式ルールのチェックを受ける事ができ、また偽造や書き換え防止なども図れます。さらに、家庭裁判所の検認手続きを受ける必要もなく、手続き自体も安価のため利用が徐々に増えています。

〈遺言執行者〉

遺言の内容を実現する人の事を言います。日々忙しい相続人に代わって、預貯金の払戻や不動産や株式、車などの名義変更手続きなどを任せる事が可能です。また遺言執行者の指定がある場合は、遺言の履行は相続人ではなく遺言執行者が行いますので、遺言手続きに非協力的な相続人がいる場合などにも支障なく手続きが可能となります。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

あとかき

昨年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」のクライマックスである承久の乱。分裂しそうな鎌倉を一致団結させた北条政子の演説。この演説に胸を打たれた鎌倉側の御家人達は打倒朝廷として挙兵します。後鳥羽上皇がしかけた戦に勝利し、その後長らく続く武家政権として日本全土を統治するきっかけとなります。それから時を移し約800年後の2022年12月。ウクライナのゼレンスキー大統領が訪米し、歴史的な演説を敢行。ロシアとの戦争が勃発して1年が経過します。世界の民主主義を守るという大義のもと、この戦の長期化を危惧すると同時に1日でも早く世界中の人々が安心して暮らせる平和な世界を取り戻すことを願います。 (甲田)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 http://www.zeiken.org/



富山県 剣岳

税制改正大綱からみる防衛費と1億円の壁 ———— 代表社員 櫻木 敦子

昨年12月に閣議決定された2023年度税制改正大綱では、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、2027年度に向け複数年かけて段階的に法人税、所得税、たばこ税を上げることが明記されました。これは、防衛費を国内総生産比2%にあたる総額43兆円へ増額するための財源としての目的税で、所得税については東日本大震災からの復興予算にあてるための復興特別所得税を転用するというものです。今年1月に行われたTBS系列の世論調査では、防衛費を増やすための増税については「賛成」22%、「反対」71%でした。国会での議論や選挙で国民に信を問わないまま進められていることは問題です。

税制改正大綱では、超富裕層への増税についても明記されました。政府税制調査会が昨年10月に示したデータによると、2020年の申告納税者の所得税負担率は、所得5千万超～1億円の層で27.1%と最も高く、1億円を超えるとその割合は徐々に下がり、所得50億超～100億円の層では17.1%となるといいます。これは、給与所得や事業所得は所得が高額になるほど税率が上がる累進課税(最高税率45%、地方税とあわせて55%)であるのに対し、株式や土地・建物の売却益にかかる税率は一律15%(地方税とあわせて20%)の分離課税となるため。いわゆる「1億円の壁」です。所得が1億円を超える納税者は1.9万人程度ですが、所得の合計は実に5.6兆円にも及びます。

1億円の壁を是正するため2025年から極めて高い水準の所得について最低負担率が導入されることとされました。具体的には、所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年の所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されることとなります。しかし、対象になるのは所得が30億円を超える200～300人程度にとどまる見込みで、1億円の壁の是正には程遠いと考えられます。

米国では、所得上位1%層が全体所得の2割を占めるに至り、大きな社会問題となっています。日本においては、上位1%シェアは米国ほどではありませんが、10%シェアでは拡大化の傾向が見られます。格差を是正するためのひとつの方法として金融所得課税見直しの議論が高まる中、政府税制調査会では所得が数億～10億円超の富裕層を対象に課税する案が出ていました。しかし株価に大きく影響を与えることが予想されるため、増税は超富裕層に限定することとされ、いわば骨抜き改正になってしまいました。

税金の負担は本来「応能負担」であるべきで、格差是正のためには思い切った税制改正が必要です。また、社会保障制度による所得再分配のために投資するなど、税金の使い方も重要です。税金は防衛費増額に使用するのではなく、国民の暮らしを守るために使用すべきです。

2023年度 税制改正大綱Topics

政府与党は2023年12月23日、令和5年度税制改正の大綱を閣議決定しました。「もはやデフレではない」という状況を創り出したという認識のもと、日本社会に眠っている2,000兆円の個人資産や500兆円の企業内部留保などに光を当て、変化に立ち向かうための新たなモメンタムを創り出す覚悟を決めなければならないとしています。内部留保の活用で経済を支えるにはインパクトが弱く、国民の個人資産を投資させて経済再生をさせようとする、自助の考えが色濃く反映された改正案となりました。

インボイス制度の見直し

2023年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、納税額の激変緩和措置や事務負担の軽減措置が講じられることになりました。

1. インボイス制度とは

インボイスとは「適格請求書発行事業者」に登録した人のみが発行できる請求書や領収証等のことで、現行の請求書等に「登録番号」「消費税の内訳」などを追加で記載します。
売り手側は、買い手側から求められたときはインボイスを発行し、それを保存しておく必要があります。
買い手側は、受け取ったインボイスの保存が必要となります。

2. インボイス制度の問題点

●売り手側

インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」に登録するためには、消費税の「課税事業者」となる必要があります。
そのため、現在は免税事業者であっても「課税事業者」となり消費税の納税義務が発生し続けることになります。
一方、「適格請求書発行事業者」に登録しなかった場合には、買い手から値下げを要求されたり、取引を敬遠されることが予想されます。

●買い手側

インボイスが受け取れない場合、消費税の計算上「仕入税額控除」の適用が段階的に受けられなくなります。
また、インボイスに記載された登録番号が正しいかどうかを確認し、さらに一定の事項を記載した帳簿を保存するといった事務負担が増大します。



Check Point ～消費税の計算方法(原則)～

”売上に係る消費税”から”仕入に係る消費税”を控除した金額が納税額となります。
”仕入に係る消費税”を控除すること(仕入税額控除)ができないと納税額が大きくなります。

3. インボイス制度の見直し

<計算の特例>

免税事業者から「適格請求書発行事業者」となった場合には、”売上に係る消費税”の2割を納税額とする負担軽減措置が講じられます。事前届出は不要で、決算において選択できます。
対象期間は、法人は2023年10月1日から2026年9月30日を含む課税期間、個人は2023年10～12月の申告から2026年分の申告までとなります。

例)売上700万円(消費税額70万円)、経費150万円(消費税額15万円)の場合

原則 70万円 - 15万円 = 55万円

特例 70万円 × 2割 = 14万円

<少額取引>

1万円未満の経費について、インボイスを保存しなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となります。
基準期間の課税売上高が1億円以下等の個人事業者や中小事業者において適用されます。
対象は2023年10月1日から2029年9月30日までの期間の取引となります。

相続税・贈与税の見直し

■相続時精算課税制度の見直し■

<相続時精算課税制度とは>

年間110万円以内の贈与であれば、贈与税がかからず、申告手続きも不要となる「暦年課税」制度とは異なり、特別控除限度額の**2,500万円までの贈与税は非課税**になるが、贈与者が亡くなった時に、過去に贈与した財産も手元に「あるもの」とみなして、相続税課税価格に持ち戻されて相続税が計算されます。2,500万円を超えた部分に対しては、一律20%の贈与税がかかります。
同制度を選択した場合、その年分以降、「暦年課税」への変更は出来ず(強制的に継続される)、**110万円以内の少額の贈与の場合であっても持ち戻しの対象**となり、税務署への申告も**必要**となります。

<見直し>

年間110万円の基礎控除枠が新設され、**110万円以内の贈与であれば非課税**となり、税務署への申告が**不要**となります。
同時に、**110万円までの贈与**であれば、特別控除限度額へ**加算はされません**。
2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税から適用されます。

例) 2024年分の贈与より相続時精算課税制度を適用する場合

適用年	2024年 (1回目)	2025年 (2回目)	2026年 (3回目)	2027年 (4回目)	2028年 (5回目)	2029年 (6回目)	2030年 (7回目)	
贈与額	1,000万円	110万円	1,200万円	500万円	300万円	110万円	800万円	→

各年の贈与税額 (下線部の合計が特別控除限度額の2,500万円です)

1回目:(1,000万円-110万円-890万円)=0円 4回目:(500万円-110万円-390万円)=0円
2回目:(110万円-110万円)=0円 5回目:(300万円-110万円-130万円)=60万円×20%=12万円
3回目:(1,200万円-110万円-1,090万円)=0円 6回目:(110万円-110万円)=0円
7回目:(800万円-110万円-0円)=690万円×20%=138万円

■生前贈与の加算期間の見直し■

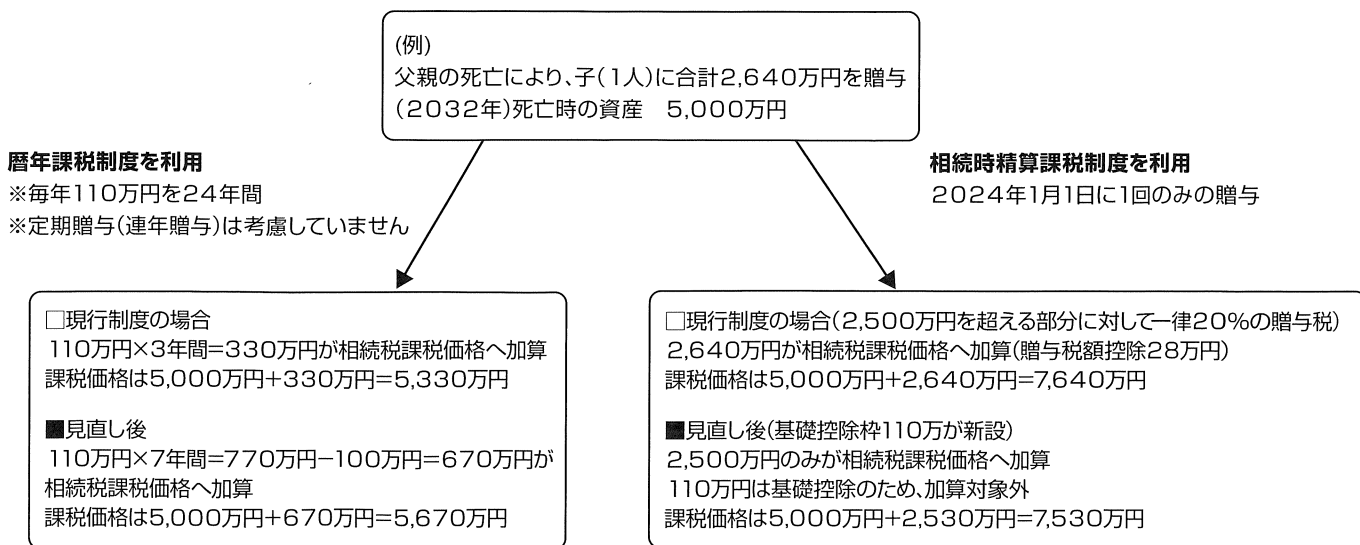
<生前贈与加算とは>

死亡した日を起点として**3年以内**に行われた贈与は相続税課税価格に加算されます。

<見直し>

加算対象期間が**4年間延長**され、**7年以内**に行われた贈与は相続税課税価格に加算されます。
緩和措置として、延長した4年間に受けた贈与のうち、合計**100万円までは**相続税課税価格に加算されません。
2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税から適用されます。

	2024年 8年前	2025年 7年前	2026年 6年前	2027年 5年前	2028年 4年前	2029年 3年前	2030年 2年前	2031年 1年前	2032年 1月1日死亡
見直し前									
見直し後		加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	加算対象	



※本誌は「令和5年度税制改正大綱」(2022年12月23日閣議決定)に基づいて作成しており、情報の提供を目的として一般的な取り扱いをまとめたものです。このため、今後当該大綱に沿って作成される法案は本誌とは異なる内容となる場合があります。